部長及び参事官　　捜一発第254号
殿　　令和６年12月12日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際に交付する書類及び記載事項の留意事項について（通達乙）

見出しの件については、「身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際に交付する書類について（通達乙）」（平成31年１月９日捜一発第10号、以下「旧通達」という。）等に基づき、実施しているところであるが、今後も各市町村長と調整の上、下記のとおり運用をされたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

１　経緯

戸籍法（昭和22年法律第224号）（以下「法」という。）第92条第１項及び死体取扱規則第７条第１項に基づき、警察官は、本籍が明らかでない死体を取り扱った場合には、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市町村長に報告することとされている。また、その後の捜査等により、死亡者の本籍が明らかになった場合は、法第92条第２項及び死体取扱規則第７条第２項に基づき、死亡者の本籍等判明報告書により、市町村長に報告を行うこととされている。

他方、身元が明らかになった死亡者について警察が市町村長に通知した場合においては、死亡報告書、本籍等不明死体調査書及び死亡者の本籍等判明報告書の全ての交付を求める市町村がある一方で、死体調査等記録書の写しを求める例、特段の書面の交付を必要としない例、別途の書式による通知を求める例等が混在していたことから、下記運用を定めたもの。

２　対応方法

本件死体の市町村長への引渡しに際しては、死亡報告書の交付等を行うのではなく、別添１の通知書に「死体及び所持品引取書」（以下「引取書」という。）の写しを添付して、市町村長への死亡通知を行うこととする。ただし、本件死体につき、既に市町村長との取決めにより、別添１の通知書に類する別の様式の書面を交付する運用が行われており、かつ、当該運用について特段の支障が生じていない場合には、今後も当該運用を継続して差し支えない。

３　引取書の記載事項の留意事項について

本件死体の市町村長への引渡しに際して作成する引取書については、別添２を参考に、以下のことに留意されたい。

(1)　本籍・住居欄

　捜査及び調査の過程において戸籍全部事項証明書や住民票の写しを入手するなどして、戸籍の筆頭者氏名が判明していれば本籍欄に、住所及び世帯主氏名が判明していれば住居欄に記載すること。

(2)　氏名・年齢及び性別欄

　年齢と併せて、生年月日を記載すること。

(3)　補足事項

　引取人のいない死体を市町村へ引き渡す際、捜査又は調査の過程において既に戸籍の筆頭者氏名、住所及び世帯主氏名が判明している場合、死体及び所持品引取書に当該情報を記載するという趣旨であり、未把握の場合は記載する必要はなく、引取書に記載するために改めて戸籍全部事項証明書や住民票の写しの入手を求めるものではない。

4　参考事項

(1)　上記２に基づく死亡通知がなされた場合は、市町村において死亡報告に基づく戸籍記載をして差し支えない旨の解釈が法務省民事局民事第一課より各法務局に対して示されている。

(2)　上記２に基づく死亡通知を受けた市町村長は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第５条第２項の死亡の報告を受けた市町村長と同様に埋葬又は火葬の許可を行って差し支えない旨の解釈が、厚生労働省健康局生活衛生課より示されている。

(3)　警察が死体を取り扱った当初は身元が判明しておらず、その後の捜査等により身元が判明することが少なくないところ、本通達は、市町村長に死体を引き渡そうとする時点で、身元が明らかになっている場合に適用する。